

2015年2月25日
生活協同組合パルシステム山梨

電力小売に係る消費者への説明・表示義務を求める要望書

現在、資源エネルギー庁における総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループにおいては、「電力会社、料金メニュー、電源等を選びたいという需要家の様々なニーズに多様な選択肢で応えることができる制度に転換する」ことを目的の一つとして、小売電気事業者が消費者に対し、一定の情報を開示し説明することを義務付けることが議論されています。消費者の暮らし課題解決として地域に密着し事業を行う生活協同組合の立場から、小売電気事業者への情報開示・説明・表示義務の要望を以下に明記いたしますので実行してください。

【理由】

消費者は料金だけを見て商品を選択するわけではありません。消費者のニーズに合わせた選択を可能とするためには、小売電気事業者が販売する電力がどのような電力かということを知る必要があります。

例えば、2014年3月に朝日新聞が全国世論調査で原発再稼働のアンケートを実施した結果、再稼働に「賛成」は28%で、「反対」の59%が上回りました。小売全面自由化後は、そういった消費者の意志を、電力会社の選択に反映できる十分な情報を提供することが必要です。

自分の支払った電気料金がどのような発電のために費やされるのか等、その内訳を知ることは消費者の重要な権利であると考えます。

また、消費者の選択のための適切な情報提供により、再生可能エネルギー選択につながれば、地方創生に基づく、雇用創出や地域経済を支援することについても好影響をもたらすものと考えます。

【要望】

エネルギーも食料と同じように私たち子ども達の未来に引き継がれるものです。原子力や化石燃料など安全性や資源枯渇の問題があるエネルギーではなく、持続可能な循環型社会を実現できるエネルギーを選択できるよう、以下の事項をすべての小売電気事業者が表示すること、さらにこれらの情報表示は後述のようにグラフを用いるなどし、分かりやすくすることの義務付けを求めます。

①電力の種類を表示

- ・小売する電力の発電方法・発電種類（発電構成）
- ・小売する電力の発電において排出した二酸化炭素（CO₂）の量、放射性廃棄物の量

②電気料金の費用内訳を表示

- ・託送料金
- ・使用済燃料再処理等引当金等の原発関連費用

さらに、表示の「方法・手段」、「頻度」などのあるべき姿についても、今後公開の場において消費者の意見を取り入れながら、丁寧に議論が行われることを要望します。

以上

小売電力事業者の表示義務の例イメージ

①小売電力事業者の「発電構成」表示義務のイメージ

A. 電源構成（数値は仮のもの）

再生可能エネルギー・・・10%

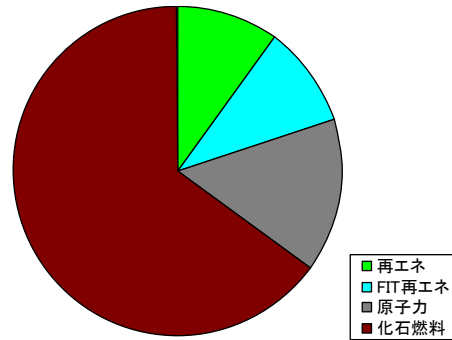
FIT 再エネ・・・10%

原子力・・・15%

化石燃料・・・65%

B. 環境負荷

CO2 排出量（/kWh）、放射性廃棄物量（/kWh）



②小売電力事業者の「費用内訳」表示義務のイメージ

（数値は仮のもの）

①託送料金

②電源開発促進税、使用済燃料再処理等引当金、等の原発関連費用

③FIT 賦課金

④発電・小売費用、利益等その他

グラフ表示の例

